

## 第2回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和3年2月26日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 <del>14. 中谷茂己</del>
議事録署名人	2番 森田 正春 委員 3番 藤田 博文 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和3年第2回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、14番中谷茂己委員より欠席の届出が出ております。ただ今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>&lt;挨拶&gt;</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和3年第2回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。2番森田正春委員、3番藤田博文委員、よろしく願いいたします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和3年2月26日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>&lt;異議なし&gt;</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	2ページをお開きください。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 2 月 26 日提出。美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 12 番から 20 番の 9 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 12 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の 36 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 64 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字折立上原、田 1 筆、1,343 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみ 3,781 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 6 名の労力 4 名となっております。5 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。譲渡人は、以前農業委員会事務局長をしておりました。譲受人とは、親子になります。親子間の所有権移転になりますので、特に問題点はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 12 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いですので採決に移ります。受付番号 12 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 13 番と 14 番ですが、譲受人が同一でありますので、同時に説明をお願いします。

事務局員

6 ページを開きください。受付番号 13 番と 14 番ですが、関連がありますので、あわせて説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町南郷鬼神野の 70 歳の方です。

受付番号 13 番。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 90 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字牛山、畑 5 筆、1,151 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 14 番。譲渡人が、美郷町南郷鬼神野の 95 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字牛山、畑 2 筆、377 m<sup>2</sup>。合計 7 筆 1,528 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売

買による所有権移転。利用計画はすでに栗が植栽されております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 3,537 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

5 番、中田です。譲受人は、この地区では一番若い人になります。譲渡人は夫婦であります。4・5 年前に息子さんが栗を植えたんですが、この息子さんが病気で急に亡くなり、管理していくことが出来なくなりました。私に、誰かする人はいないだろうかと相談がありまして、先だって、譲受人が引き受けてくれることになりました。譲受人は 70 歳という年のわりにはまだまだ元気ですので、何ら問題はありません。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 13 番と 14 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 13 番と 14 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 15 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 15 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 48 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 52 歳の方です。申請地は、西郷田代字下八カへ上ノ園、田 1 筆、413 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、飼料作物の作付けとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 11,281 m<sup>2</sup>。家畜は牛を 10 頭飼養しております。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。9 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。この申請地は、12 月に同じ申請人で所有権移転をした土地の

隣接地になります。譲受人が畜舎建設するにあたって、隣接する申請地を購入するものです。譲受人・譲渡人の中で話し合いは済んでいるため、何の問題もありません。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 15 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 15 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 16 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 16 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 60 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 78 歳の方です。申請地が、南郷水清谷字猪ノ原、田 3 筆、2,357 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容ですが、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 16,993 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。11 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

3 番、藤田です。譲受人は 10 数年前から、この地区で耕作が出来ない人の依頼を受けて、農業をがんばっております。譲渡人は高齢であり、息子さんも日向の会社に勤めており、定年まで帰ってこれないということで、自分たちで管理が出来ないため依頼したようです。問題はないと思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 16 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 16 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 17 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 17 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 68 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 81 歳の方です。申請地が、南郷上渡川字平城と字鶴野、田 5 筆、3,690 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 6,969 m<sup>2</sup>。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 1 名となっております。13 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

1 番、若杉です。譲受人ですが、息子さんと従業員 1 人を雇ってブローラーの会社を経営しております。譲渡人は 81 歳と高齢で、5.6 年前から足を悪くし、農作業どころかトラクターにも乗れない状況です。米づくりに関するすべての農作業は、人に委託して賃金を支払って続けてきたようです。今回譲渡人から個人的に、誰か田を作ってもらえないかという依頼がありまして、譲受人に相談したところです。家が近所で、申請地の近くに譲受人の田があるため、田の状況もわかり作りやすいということでした。譲渡人は県内に息子さんがいて、帰ってきて就農してもらえればという希望があったようですが、昨年町外に家を建て、将来にわたって帰ってくることはないとわかった時点で、今回の決断をしたようでした。今回 5 年間の契約ですが、双方の話を聞くと、金銭面で折り合いがつけば 5 年を待たず売買してもいい考えがあるようです。何ら問題はないようですので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 17 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 17 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。  
続きまして、受付番号 18 番の説明をお願いします。

事務局員	<p>14 ページをお開きください。受付番号は 18 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 58 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 36 歳の方です。申請地が、西郷田代字沖ノソネ、田 2 筆、3,169 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は、水稲と WCS となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 72,797 m<sup>2</sup>。家畜は牛を 18 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。15 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
富井委員	<p>11 番、富井です。譲受人の家は畜産農家です。昨年ご主人を亡くしまして、息子さんと 2 人で跡を引き継いでいます。申請地も以前から耕作しており、継続案件であることから、何ら問題はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 18 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 18 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 19 番と 20 番ですが、譲受人が同一のため同時に説明をお願いします。</p>
事務局員	<p>16 ページをお開きください。受付番号は 19 番と 20 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。</p> <p>申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 69 歳の方です。</p> <p>受付番号 19 番。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 44 歳の方です。申請地は、北郷黒木字小原、田 1 筆、487 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は飼料作物の作付けとなっております。</p> <p>受付番号 20 番。譲渡人が、美郷町北郷黒木の 72 歳の方です。申請地は、北郷黒木字小原、田 1 筆、965 m<sup>2</sup>であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は飼料作物の作付けとなっております。</p> <p>契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 37,416 m<sup>2</sup>。家畜は、牛を 4 頭飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。17 ページが地籍集成図です。本案件は、農地法第 3 条第 2 項</p>

の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7番、柳田です。譲受人は畜産農家です。受付番号19番の譲渡人の土地は先月の総会でも承認していただきましたが、1筆取りこぼしがあり、尚且つ隣接地も耕作の依頼があったため、今回の申請となりました。何ら問題ないと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号19番と20番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号19番と20番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第6号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

18ページをお開きください。議案第6号、非農地の許可申請について。農地法第2条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和3年2月26日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は21番の1件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

20ページをお開きください。受付番号は21番です。受付月日が、令和3年1月21日。申請人は、美郷町南郷神門の64歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字折立上原、田1筆、現況地目は雑種地、29㎡であります。所有者は、申請人と同一です。調査月日は、令和3年1月21日。証明根拠は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。21ページが地籍集成図、22ページが現況写真になります。申請地は、田と用水路に囲まれた農地あります。圃場整備が行われたときから、耕作出来ない状態であります。申請農用地の形状から見て、非農地扱いすることによっての周囲への影響は無いと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員	<p>5 番、中田です。申請人は、先程の 3 条でも説明した方と同じです。現況写真を見てわかるとおり、申請地は水田の進入路と畦畔になります。以前は茶が植わっていたんですが、すべて取ってしまって現在の状況になっています。事務局の説明のとおりですので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 21 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 21 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>&lt;全員、挙手&gt;</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>23 ページをお開きください。議案第 7 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 3 年 2 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 22 番の 1 件となっております。詳細は担当よりご説明いたします。</p>
事務局員	<p>25 ページをお開きください。受付番号は 22 番です。申請人が、延岡市の 52 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字岨出、田 3 筆、3,496 m<sup>2</sup>であります。申請の理由は、申請地は山林に接する小区画・不整形な耕作条件の悪い農地のため、杉を植林したいということです。転用後の用途は、山林。転用の時期は、着手が令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日完了予定となっております。26 ページが地籍集成図ですが、申請地の周りはずでに転用許可が出ており、植林がされています。27・28 ページが植林計画図、29 ページが航空写真になります。写真では耕作条件がよいように見えますが、現場を確認するとなかなかの急傾斜で、耕作にご苦労されたのではと考えます。本件は周囲を山林に囲まれた、農業の公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、また申請地の隣接農地もすでに植林がされていることから、許可しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>13 番、藤本です。只今説明がありましたように、申請地は急傾斜にある田であります。この地区は以前は田んぼだったんですが、現在は杉山になっています。</p>

南側の隣接地も転用許可が下りて杉が植わっており、生長すれば米を作ることも出来なくなるため、本人も早めに杉を植えなければと思い、今回の申請になったそうです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 22 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

黒木謙委員

はい。

議長

どうぞ。

黒木謙委員

9 番、黒木です。申請地の南側の農地が転用許可された際、何の問題もなかったのでしょうか。

事務局員

申請地の南側の農地については、12 月の総会で皆さんに審議していただいたものです。藤本委員の言うように、今回申請されている農地については、杉が生長したら影になって耕作出来なくなります。南側の農地の転用申請が行われた際に、今回申請された農地の所有者からは同意をいただいております。現場を見る限り大変な急傾斜で、耕作には苦勞したと思われます。おそらく地域で、山にしてしまおうかという話合いがされていたのではと感じたところです。以上です。

黒木謙委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 22 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

30 ページをお開きください。議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和 3 年 2 月 26 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 23 番と 24 番の 2 件となっております。詳細は担当がご

説明いたします。

事務局員

32 ページをお開きください。受付番号 23 番と 24 番ですが、関連がありますのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の合同会社です。

受付番号 23 番。利用権を設定する者が、大分県の 61 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字柳瀬、田 1 筆、961 m<sup>2</sup>であります。

受付番号 24 番。利用権を設定する者が、門川町の 68 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字折戸、田 1 筆、2,749 m<sup>2</sup>であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりであります。利用権の設定を受ける者の経営状況は、小作地のみ 36,808 m<sup>2</sup>。構成員数 3 名の労力 3 名となっております。利用権設定区分は、23 番が継続、24 番が新規となります。33 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。只今の事務局の説明のとおり、継続 1 件と新規 1 件の申請になります。24 番の新規については、今まで身内の方が宮崎から毎年帰ってきて作っていましたが、それもなかなか出来なくなってきたため、今回の申請になりました。23 番は継続でありますので、問題ないと思われれます。ご審議よろしく願います。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 23 番と 24 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 23 番と 24 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

以上で、すべての審議を終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、令和 3 年第 2 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 森田 正春

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

